

◆黒石市副食費徴収免除基準表（1号認定）

階層区分	定義	1人目	2人目	3人目
A	生活保護世帯	免除		
B	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)			
C	市町村民税所得割 77,101円未満			
D	市町村民税所得割 211,201円未満	対象外		免除
E	市町村民税所得割 211,201円以上			

※D～E階層の世帯は、小学校3年生までの児童を算定対象とし、最年長の児童から順に数えます。

◆黒石市副食費徴収免除基準表（2号認定）

階層区分	定義	3歳以上(3～5歳児クラス)		
		1人目	2人目	3人目
A	生活保護世帯等	免除		
B	市町村民税非課税世帯			
C1	市町村民税均等割のみ課税世帯			
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯			
C2	市町村民税所得割課税額48,600円未満			
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯			
D1	市町村民税所得割課税額48,600円以上57,700円未満	対象外	免除	
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯			
	市町村民税所得割課税額57,700円以上67,000円未満	免除		
D2	市町村民税所得割課税額67,000円以上82,000円未満	対象外	免除	
	市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯、障がい者がいる世帯	免除		
D3	市町村民税所得割課税額82,000円以上97,000円未満	対象外		
D4	市町村民税所得割課税額97,000円以上113,000円未満			
D5	市町村民税所得割課税額113,000円以上169,000円未満			
D6	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満			
D7	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満			
D8	市町村民税所得割課税額397,000円以上			

所得割課税額は、税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除等）の適用前の課税額です。

転入等により課税証明書等の提出がない場合や未申告の場合は、最高額D8に決定することがあります。

※児童の数は、次のとおり年齢の高い順に1人目、2人目……と数えます。

- (1) 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等、障がい者がいる世帯は77,101円未満の世帯）においては、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子ども（年齢制限なし）
- (2) 上記以外の世帯においては、教育・保育給付認定保護者と同一世帯にいる教育・保育施設を利用している小学校就学前までの子ども